

【かぎんキャッシュカード規定（個人用）】

2026年8月3日 現在

1. （カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したかぎんキャッシュカード、貯蓄預金について発行したかぎん貯蓄カード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合。
- ② 当行および当行がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）のATMを使用して預金を払戻す場合。
- ③ 当行および提携先のうち当行がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。
- ④ 当行のATM（コードリーダー付のATMに限ります。）を使用して、当行が決済事務について業務委託しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等が利用者に発行した税金の納付書・各種料金の払込書等の払込みを行うため、払込み資金を当該預金口座から引落とし（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）、払込みを行う場合。
- ⑤ 当行が定める方法により普通預金、貯蓄預金について発行したカードに限り、次の場合に利用すること（以下「ATMによる定期預金解約」といいます。）ができます。
 - A 当行のATMを使用して定期預金等（取扱い対象となる定期預金等の種類、金額は当行が定めるものとします。以下同じです。）を満期日当日以降または満期日以前に解約または中途解約し、元利金を普通預金、貯蓄預金へ入金する場合。ただし、一部払出は本取扱いの対象外とします。なお、かぎん期日指定定期預金・かぎんリレー期日指定定期預金の場合は、預入日または継続日の1年後の応当日以降は満期日当日の取扱いができるものとし、かぎん期日指定定期預金規定・かぎんリレー期日指定定期預金規定にかかわらず、この取扱いがなされた日を、かぎん期日指定定期預金・かぎんリレー期日指定定期預金に対して満期日が指定された日とみなします。
 - B 定期預金等の満期日前に、当行のATMを使用して自動継続停止および満期日の解約予約を行い満期日以降の支払可能日に普通預金口座、貯蓄預金口座へ元利金を入金する場合。なお、その予約は満期日の1か月前の応答日から可能となります。
- ⑥ 当行と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の「ペイジー（Pay-easy）口座振替受付サービス」を利用する場合。ただし、代理人カード、法人カードを除きます。
- ⑦ その他当行が定めた取引を行う場合。

2. （ATMによる預金の預入れ）

- （1）ATMを使用して預金に預入れるときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2）ATMによる預入れは、ATMの機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. （ATMによる預金の振替）

- （1）ATMを使用して預金に振替るときは、ATMにカードおよび通帳を挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。

- (2) ATMによる振替は、ATMおよびカードの種類により当行が定めた種類の振替に限ります。また、1回あたりの振替は、当行が定めた金額の範囲内とします。

4. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金を払戻すときは、ATMにカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行（提携先のATM使用の場合は、その提携先。）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（提携先のATM使用の場合は、その提携先。）が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 1日あたりの払戻限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 当行および提携先のATMにより払戻す場合に、払戻金額と後記「5. (ATM利用手数料) (1)」のATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

5. (ATM利用手数料)

- (1) 当行のATMまたは振込機を使用して現金を払戻す場合および提携先のATMまたは振込機を使用して預金を預入れまたは払戻す場合（振込資金の預金口座からの払戻しを含みます。）には、当行および提携先の所定のATM・振込機利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前記(1)のATM利用手数料は、預金の預入れ（当行ATM利用時を除きます。）または払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。なお、提携先のATM利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して預金を払戻しのうえ振込を依頼する場合には、振込機にカードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 振込機による振込は1円単位とし、1日あたりの振込限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 振込金額と後記「7. (振込手数料) (1)」の振込手数料金額およびATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときはその振込はできません。
- (5) 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額およびATM利用手数料金額を通帳または「かざん自動サービスご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。
- (6) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (振込手数料)

- (1) 当行の振込機を使用して振込を依頼する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込を依頼する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

- (2) 前記(1)の振込手数料は、振込金額の引落とし時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落とします。

8. (ATMによる税金・各種料金の払込み)

- (1) ATMを使用して税金・各種料金の払込みを行うときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、納付書・払込書のQRコードまたはバーコードをコードリーダーで読み取り、カードを挿入して操作してください。
- (2) 前記(1)の操作においては、ATMの画面に表示された払込金額の内容等を確認のうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、払込みの取消はできません。
- (3) ATMによる税金・各種料金の払込みは、当行ATM利用時に限ります。
- (4) 1回あたりの払込み上限額は30万円となります。
- (5) 1日あたりの税金・各種料金の払込み限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (6) ATMで払込みがされた税金・各種料金の領収書は発行されません。
- (7) 払込金額等の合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときはその払込みはできません。
- (8) ATMによる払込みをした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむを得ない事由により払込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (ATMによる定期預金解約)

ATMによる定期預金解約を利用する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、解約または解約予約の対象となる定期預金等の通帳および、入金口座となるカードをATMに挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書または継続停止依頼書等の提出は必要ありません。

10. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および税金・各種料金の払込み)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振込および税金・各種料金の払込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。ただし、発行するカードは本人カードより利用限度額の低いカードは発行できません。また、このカードではATMによる定期預金解約、当行所定のタブレット端末による預入れ・払戻しおよび振込は取扱えません。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (3) 代理人は前記(1)に規定されている預金取引の一切について本人を代理できる権限を有するものとし、本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当行に対して主張することはできません。
- (4) 代理人に対する代理権授与を取消した場合(代理人が本人と生計をともにする親族ではなくなった場合等)には、後記「16. (カードの紛失、届出事項の変更等)」の規定に従い、ただちに届出てください。なお、本人は届出以前に代理権が消滅したことを当行に対して主張することはできません。

11. (ATM・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。
- (2) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名、電話番号、金額を記入のうえ、カードおよび身分証明書等とともに提出してください。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前記(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前記(2)、(3)によるほか窓口において税金・各種料金の払込みを依頼（窓口収納対応可能帳票に限りです。）することができます。

1 2. (カードによる預入れ・払戻し・振込および税金・各種料金の払込み金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金および税金・各種料金の払込みとして払戻した金額を含みます。以下同じです。）ATM利用手数料金額および振り込み手数料金額の通帳記入は、通帳を当行のATMもしくは振込機で使用されたときまたは当行本支店の窓口に出されたときに行います。また、窓口でカードにより扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

1 3. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、ATM、振込機または当行所定のタブレット端末の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 当行は、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」において使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取扱いをいたします。
なお、当行はサービス契約者の本人確認に係る責務は負わないものとします。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

1 4. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、無効とします。ただし、次のいずれかに該当した場合は、有効な払戻しとします。
- ①本人の故意による場合
- ②当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- (2) 偽造または変造による払戻しがあった場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

1 5. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額

に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(1)、(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - C 被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

16. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。なお、ATMで変更手続きをされた場合の届出は不要です。

17. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

18. (ATM・振込機・タブレット端末への誤入力等)

当行のATM・振込機・当行所定のタブレット端末の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMまたはカード振込提携先の振込機を使用した場合の当行、提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

19. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記「20. (譲渡、質入れ等の禁止)」に定める規定に違反した場合。
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。
- (4) 入力された暗証番号が、当行が定めた回数まで連続して相違した場合には使用できなくなります。

20. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

21. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATMによる定期預金解約の取扱対象となる定期預金等の各規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

22. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上